



中津市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和8年度定期監査の結果を  
別紙のとおり公表する。

令和8年6月26日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

# 定期監査報告書

1. 監査の対象部署 介護長寿課  
商業・ブランド推進課  
建設政策課  
建設土木課  
施設整備課
2. 監査の対象期間 令和6年度分
3. 監査の実施期間 令和8年4月10日～令和8年6月26日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・木ノ下 素信

## 5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

## 6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和7年7月3日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。  
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

## 【介護長寿課】

### (指摘事項)

#### (1) 支出事務について

##### ① 報酬の受領辞退について

介護保険運営協議会委員報酬について、特定の1名の方が報酬の受領を辞退している事案が見受けられたが、辞退届はなかった。

地方自治法第203条の2では、附属機関の委員等に対し報酬を支給しなければならないと規定されているが、公職選挙法に定める寄附の禁止に該当し自らの意思に基づき受領を辞退できない議員の場合とは異なり、一般的には請求権の発生後は、請求権を放棄することは可能とされている。しかし、この場合においても、その事実を客観的に証明するとともに将来の紛争を防ぐ意味においても、口頭ではなく書面で報酬の受領辞退の意思表示があった旨を明らかにするようあらためられたい。

##### ② 報償費の根拠等について

週体操教室講師謝礼単価について、前回の定期監査において講師謝礼金額の根拠が不明であるとの指摘に対し、「今後、明細書に根拠を記載する」旨の回答があったが、その後の改善措置が講じられていない。指摘事項及び回答内容を遵守し誠実かつ真摯な対応を求める。今後は、根拠を明確にして誰が見てもわかる事務処理を心がけられたい。

## 【商業・ブランド推進課】

### (指摘事項)

#### (1)収入事務について

##### (新博多町交流センター使用料)

新博多町交流センター使用料について、課のマニュアルにより一部の団体には納期限を約1か月後として納付書により納付をさせているが、新博多町交流センターの設置及び管理に関する条例第7条第1項には「使用者は、許可を受ける際に別表に定める額を基に算出した額の使用料を納入しなければならない。」と規定されている。

課のマニュアルを改め、条例に沿った適正な事務処理を求める。

#### (2)その他

##### (九州・中津ブランド推進協議会会計事務)

① 支出伺に領収書の添付がなく領収の確認ができないものや、様式の不備等により領収日の記載がないものが多数見受けられ、支払のチェックが不十分である。

支払先(振込先)への領収書発行の依頼や支出伺様式(領収書欄)の改善など、適正な事務処理を求める。

② 支出伺支払額と添付領収書の合計額の差異について、関係書類の訂正及び今後のチェック体制の改善を求める。

③ 領収日が口座出金日より前になっており、立替払いをしたと思われるものが散見される。団体の資金と個人の資金は混同することはできないと考える。

また、通帳から出金し相手方に支払うまで、1週間を超えて現金を長期間保管したものが多数見受けられる。

現金については、課で作成しているマニュアルにより鍵のかかるキャビネットに保管するとあるが、長期間の現金保管は事故につながる恐れがある。

任意団体の会計事務を市職員が担当する場合でも、市の公金に準じた適正な会計事務処理を行うよう改善を求める。

## 【建設政策課】

### (指摘事項)

#### (1)支出事務について

##### (修繕料)

公園事業、住宅事業の修繕業務において、履行確認後、請求書受領までに約3か月以上の日数を要しているものが見受けられた。

支払い漏れや支払遅延につながる恐れもあるため、業務完了後支払い可能な案件については、早期に請求書の提出を業者に促すなど適切な予算執行に努められたい。

#### (2)その他について

##### ① (占用許可等の減免)

都市公園占用許可や公園行為許可において、使用料の減免を行っているが、許可決定時に減免とする根拠や理由が明記されていない。

中津市都市公園条例施行規則第8条のどの号に該当するのか、また、同条第4号「その他市長が特に減免すべき理由があると認める場合 市長が必要と認める額」などの運用の考え方の整理が必要であると考えられる。

##### ② (伝票の起票)

調定決議書を電子決裁する際、積算根拠の記載又は添付資料が全くなく、調定額の根拠が確認できなかった。中津市会計事務マニュアルに沿った適正な事務処理を行われたい。

また、支出負担行為決議書の添付文書や起票日の誤り等の単純な理由でマイナス伝票を起票しているものが多数見受けられた。

書類整理を心掛け、単純なミスがないよう再度確認すること、また承認者は電子承認する前に伝票内容を十分に確認してから承認するよう注意されたい。

## 【建設土木課】

### (指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

## 【施設整備課】

### (指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。